

総務課長	課長補佐	渉外調整官	係長	係
		休		

伊裁後、東日本地区へ送付し可

9/4 局内便で送付済

平成26年4月4日

入国者収容所東日本入国管理センター所長 殿
 (東日本地区入国者収容所等視察委員会事務局経由)

東日本地区入国者収容所等視察委員会
 委員長 

情報提供の依頼について

平素から当委員会の活動に御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、御承知のとおり、入国者収容所等視察委員会は、入国者収容所等における警備処遇の透明性の確保及び同施設の運営の改善を図ることを目的として設置されているところ、今般、新聞報道もされた本年3月29日に発生したイラン人被収容者及び同年3月30日に発生したカメルーン人被収容者に係る死亡事案に関し、当委員会としても当該事案の事実関係を把握した上で、貴センターにおける警備処遇上の問題の有無や施設運営の改善の必要の有無につき検討する必要があると判断いたしました。

つきましては、これら2事案に係る事実関係(司法解剖結果を含む。)を速やかに書面にて御報告願いたい。